

平成25年度 ひたちなか市民リーグ 実施要項

1 主 催 ひたちなか市サッカー協会

2 期 間 【前期】5月～7月 【後期】9月～11月

3 会 場 市那珂湊運動公園 多目的運動広場 外

4 参加資格

- (1) 参加チーム及び選手は、平成25年度ひたちなか市サッカー協会に第1種として加盟登録した団体及び選手であること。
- (2) 参加選手は他のチームに二重登録されていないこと。
- (3) チーム内に審判有資格者が3名以上在籍し、かつリーグでの審判を履行できること。
なお、審判有資格者が在籍していないチームまたは規定人数に満たないチームにおいては、茨城県サッカー協会等が主催する審判講習会を受講し、(財)日本サッカー協会の公認資格を取得することにより規定を満たすこと。
- (5) 平成25年度スポーツ傷害保険に加入済みであること。

5 試合方法

- (1) 参加チームを2ブロック（1部、2部）に分けたリーグ戦を行う。
- (2) 試合時間は60分（30分－5分－30分）とし、時間内に勝ち負けが決しないときは引き分けとする。リーグ戦の順位は勝点（勝3，分1，負0），得失点差，総得点，当該チームとの勝敗で決定する。
- (3) 審判は各チームで行い，主審及び副審とも審判服を着用すること（副審フラッグ，警告・退場カード等必要な用具については各チームで用意すること）。
- (4) 試合球は双方のチームの持ち寄りとし，主審が決定する。

6 大会規則

- (1) ユニフォームは必ずFP・GKとも正・副2着用すること。
- (2) メンバー表は，試合開始予定時刻15分前までに審判と相手チームに提出すること。
- (3) 選手の交替は7名以内の登録とし，すべて認める。
- (4) 試合が成立する選手の人数は，7人以上とする。
- (5) 退場を命じられた選手は，次の1試合の出場を停止する。また，試合をまたがって警告を2回受けた選手は次の1試合の出場を停止する。
- (6) ブロック（1部，2部）の成績による入替えは，自動的に行う。
- (7) 競技規則は，現行の（財）日本サッカー協会競技規則による。

7 代表者会議 平成25年5月上旬を予定

8 参加料 1チーム10,000円とする。

※代表者会議において、上記のほかリーグ運営にかかる諸費用を納めるものとする。

・市サッカー協会第1種 登録料 10,000円

・市サッカー協会第1種 運営分担金 10,000円

9 表彰 各ブロックの第3位まで及び最優秀選手を表彰する。

優勝 賞状, 優勝カップ, 楯

準優勝 賞状, 楯

第3位 賞状, 楯

最優秀選手 楯

10 その他

(1) 各会場とも、試合当日の第1試合を行う両チームが会場を準備すること。(8時30分から駐車場への入場は可能。)また、最終試合を行った両チームはグラウンド整備及び後片付けを行うこと。

(2) 各ブロックから幹事チームを選出し、幹事は試合日程、試合結果のまとめ及び諸連絡等を行うこと。

(3) 各ブロックの試合結果及び警告・退場等については、『市民リーグ試合結果報告書』により各試合の担当審判で引き継ぎ、最終試合を担当した審判が事務局へ報告すること。

(4) やむを得ず試合を棄権するときは、3日前までに対戦相手・審判・幹事チームへ連絡すること(試合結果は0-5とする)。なお、連絡なしに当日棄権をしたチームがあった場合は、第1種規律委員会において処分を決定する(試合結果は0-8とする)。

(5) 悪天候等による中止の連絡は、幹事チームが行う。

(6) 試合中のケガ、事故等については各チームにおいて処理し、主催者側は責任を負わないものとする。